

グリーン調達基準書

—別冊—

第15版

発行 2024年 8月 1日

シチズンマシナリー株式会社

改訂内容

第 14 版に対する主な改訂内容は以下のとおりです。

- ・ P4、P6

化学物質管理基準：ランク 1 に下記物質を追加しました。

- 47) メトキシクロル
- 48) デクロランプラス及びその異性体
- 49) UV-328

- ・ P7、P9

化学物質管理基準：ランク 2 に下記規則を追加しました。

EU 電池規則

- ・ P10

1-3-2 調査回答に関する注意事項を以下のように修正しました。

- ・回答方法としては、全成分(FMD)にチェックし、部品毎に含有されている全ての物質の種類や重量を記入して下さい。

報告できない物質がある場合はチェックを外し、規制物質は必ず回答してください。

以上

| | | |
|--|-------|----|
| 目次 | — — — | 1 |
| 1. グリーン部品に関する提出書類及び回答方法 | — — | 2 |
| 1-1 書式1 含有禁止物質不使用保証書の記入例 | — — — | 3 |
| 1-1-1 書式1用のグリーン部品に関する資料 ランク1：含有禁止物質 | | |
| 1-2 書式2 条件付含有物質(RoHS 指令物質)に関する 非含有保証書の記入例 | — — — | 6 |
| 1-2-1 書式2用のグリーン部品に関する資料 ランク2：条件付含有禁止物質 | | |
| 1-3 含有物質に関する調査 | — — — | 8 |
| 1-3-1 調査の流れ | | |
| 1-3-2 調査回答に関する注意事項 | | |
| 1-3-3 作業に必要なデータ | | |
| 2. グリーンお取引先に関する提出書類及び回答方法 | — | 9 |
| 2-1 書式5 グリーン調達環境活動調査書の記入例 | — — | 10 |
| 2-1-1 書式5用グリーンお取引先に関する資料 ランク4：生産工程での使用を禁止する物質 | | |

1. グリーン部品に関する提出書類及び回答方法

下記の表に従って提出及び回答を行ってください。

1. 書類による提出

提出書類に記載されている内容を確認していただいたのち、必要事項を記入の上、書類を弊社グリーン調達窓口までご提出ください。

| 提出書類 | お取引先様の回答及び、書類の記載方法 |
|--|--|
| 化学物質管理基準 ランク | |
| 含有禁止物質不使用保証書 書式 1 ランク 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・書式 1 の内容を確認の上、必ず提出お願いします ■会社名・取引先コード・住所・代表者名を記入の上で社印を捺印してください。 |
| 条件付含有物質 (RoHS 指令物質) に関する非含有保証書 書式 2 ランク 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・書式 2 の内容を確認の上、必ず提出お願いします ■会社名・取引先コード・住所・代表者名を記入の上で社印を捺印してください。 |

書式 1、2 用紙は弊社HPよりダウンロードしてください。

2. 電子データによる回答

弊社が準備している環境管理システムにアクセスし、必要情報を入力してください。

(環境管理システムに必要な情報を入力していただくため、弊社へ電子データを送付する必要はありません)

| 回答 | お取引先様の回答方法 |
|--------------------------|---|
| 化学物質管理基準 ランク | |
| 含有量調査物質に関する調査結果 ランク 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・弊社より調査依頼が届きます。調査結果を chemSHERPA-AI フォーマットにまとめていただき、回答してください。 ■chemSHERPA-AI のフォーマットは chemSHERPA ホームページからダウンロードして回答してください。 chemSHERPA HP : https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/ ■ご回答の際、特定の部品につきまして分析データ、MSDS (製品安全データシート)、ミルシート (鋼材の材質を証明する添付書類) のご提出をお願いする場合がございます。 |

書式1

提出年月日の記入をお願い致します。

Ver. 15 2024/8/1

2024年 8月 1日

シチズンマシナリー株式会社 宛

含有禁止物質不使用保証書

会社名、取引先コード、住所、代表者名を記入してください。
取引先コードは弊社 4 or 5桁番号になります

会社名 ○○製作所 株式会社
取引先コード 0000A
住所 長野県北佐久郡御代田町御代田 00-0
代表者名 ○○ 太郎

社印を必ず捺印してください。

社印

当社は、当社（当社の子会社・関係会社を含む）が、シチズンマシナリー株式会社に直接または第三者を通して納入する全ての製品または部品、原材料、梱包材（運搬時の保護を目的としたものは除く）、付属品等に下記に記載する化学物質が含まれていないこと（法規制値未満であれば含有していないとみなす）を保証致します。

記

| 化学物質管理基準：ランク 1 | 含有禁止物質 | 49 物質群 |
|---|---|--------|
| 1) アルドリン | 27) ヘキサブロモジフェニルエーテル | |
| 2) エンドリン | 28) ヘプタブロモジフェニルエーテル | |
| 3) クロルデン類 | 29) エンドスルファン | |
| 4) デイルドリン | 30) ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD) | |
| 5) ヘキサクロロベンゼン | 31) パンタクロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類 | |
| 6) DDT | 32) ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が 10~13 で塩素の含有量が全重量の 48%超の物) | |
| 7) NN'-ジトリル-パラフェニレンジアミン | 33) デカブロモジフェニルエーテル | |
| 8) 2,4,6-トリターシャリーブチルフェノール | 34) ペルフルオロオクタン(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質 | |
| 9) トキサフェン | 35) 石綿(アスベスト類) | |
| 10) マイレックス | 36) ビス(クロロメチル)エーテル | |
| 11) ビス(トリブチルスズ)オキシド | 37) 4-アミノジフェニル及びその塩 | |
| 12) ポリ塩化ビフェニル(PCB)類 | 38) 4-ニトロジフェニル及びその塩 | |
| 13) ポリ塩化ナフタレン類(塩素数が 2 以上のもの) | 39) ベンジジン及びその塩 | |
| 14) ジコホル | 40) β-ナフチルアミン及びその塩 | |
| 15) ヘキサクロロブタ-1・3-ジエン | 41) 黄燐マッチ | |
| 16) 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール | 42) ベンゼンのり(ベンゼン 5%を超えるもの) | |
| 17) ペルフルオ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS) 又はその塩 | 43) オゾン層破壊物質 | |
| 18) ペルフルオ(オクタン-1-スルホニル)フルオリド (PFOSF) | 44) ペンタクロロベンゼンチオール (PCTP) | |
| 19) ペンタクロロベンゼン | 45) リン酸トリス(イソプロピルフェニル) PIP (3:1) | |
| 20) α-ヘキサクロロシクロヘキサン | 46) ペルフルオロヘキサスルホン酸 (PFHxS) とその塩および関連物質 | |
| 21) β-ヘキサクロロシクロヘキサン | 47) メトキシシクロロ | |
| 22) γ-ヘキサクロロシクロヘキサン(リネン) | 48) デクロランプラス及びその異性体 | |
| 23) クロルデコン | 49) UV-328 | |
| 24) ヘキサブロモビフェニル | | |
| 25) テトラブロモジフェニルエーテル | | |
| 26) ペンタブロモジフェニルエーテル | | |

以上

1-1-1 書式1用のグリーン部品に関する資料

化学物質管理基準のランク1に該当する含有禁止物質

対応法規制：化審法第一種特定化学物質、労安法製造禁止物質、オゾン層保護法の特定物質、米国の有害物質規制法（TSCA）、スイスの化学品リスク低減令附則16（PFAS）の第2項に基づく禁止物質、POPs条約の附属書A（廃絶）の対象物質
但しモントリオール議定書の付属書C-Iを除く

以下の物質群を含有しているものは購入できません。

| | 化学物質 | CAS No. | 主な法規制等 | 主な環境影響 | 主な用途 |
|----|---|------------|---------|-----------|----------------------------|
| 1 | アルドリン | 309-00-2 | 化審法（*1） | 難分解性、高蓄積性 | 殺虫剤 |
| 2 | エンドリン | 72-20-8 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 殺虫剤 |
| 3 | クロルデン類 | | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 白アリ駆除剤等 |
| 4 | ディルドリン | 60-57-1 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 殺虫剤 |
| 5 | ヘキサクロロベンゼン | 118-74-1 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 殺虫剤等原料 |
| 6 | DDT | 50-29-3 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 殺虫剤 |
| 7 | N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン | | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | ゴム老化防止剤、スチレンブタジエンゴム |
| 8 | 2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール | 732-26-3 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 酸化防止剤その他の調製添加剤潤滑油 |
| 9 | トキサフェン | 8001-35-2 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 殺虫剤、殺ダニ剤（農業用及び畜産用） |
| 10 | マイレックス | 2385-85-5 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 難燃剤（樹脂、塗料、紙、電気製品等）、殺虫剤・殺蟻剤 |
| 11 | ビス（トリブチルスズ）=オキシド | 56-35-9 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 漁網防汚剤、船底塗料等 |
| 12 | ポリ塩化ビフェニル（PCB）類 | | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 絶縁油等 |
| 13 | ポリ塩化ナフタレン類（塩素数が2以上のもの） | | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 機械油等 |
| 14 | ジコホル | 115-32-2 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 防ダニ剤 |
| 15 | ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン | 87-68-3 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 溶媒 |
| 16 | 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール | 3846-71-7 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 紫外線吸収剤 |
| 17 | ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）又はその塩 | | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 撥水撥油剤、界面活性剤 |
| 18 | ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（別名 PFOSF） | 307-35-7 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | PFOSの原料 |
| 19 | ペンタクロロベンゼン | 608-93-5 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 農薬、副生成物 |
| 20 | α-ヘキサクロロシクロヘキサン | 319-84-6 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | リンデンの副生成物 |
| 21 | β-ヘキサクロロシクロヘキサン | 319-85-7 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | リンデンの副生成物 |
| 22 | γ-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 リンデン） | 58-89-9 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 農薬、殺虫剤 |
| 23 | クロルデコン | 143-50-0 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 農薬、殺虫剤 |
| 24 | ヘキサブロモビフェニル | 36355-01-8 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 難燃剤 |
| 25 | テトラブロモジフェニルエーテル | | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 難燃剤 |
| 26 | ペンタブロモジフェニルエーテル | | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 難燃剤 |
| 27 | ヘキサブロモジフェニルエーテル | | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 難燃剤 |
| 28 | ヘプタブロモジフェニルエーテル | | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 難燃剤 |
| 29 | エンドスルファン | 115-29-7 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 農薬 |
| 30 | ヘキサブロモシクロドデカン（HBCD） | 3194-55-6 | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 繊維用難燃処理薬剤 防災生地・防災カーテン |

次ページへ続く

| | 化学物質 | CAS No. | 主な法規制等 | 主な環境影響 | 主な用途 |
|----|---|--|-------------|------------|------------------------|
| 31 | ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類 | | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 |
| 32 | ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10～13で塩素の含有量が全重量の48%超のもの) | | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 難燃剤 |
| 33 | デカブロモジフェニルエーテル | | 化審法 TSCA | 難分解性、高蓄積性 | 難燃剤 |
| 34 | ペルフルオロオクタ(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質 | | 化審法 | 難分解性、高蓄積性 | 半導体用、消火剤、撥水材 |
| 35 | 石綿(アスベスト類) | | 労安法(*2) | 発ガン性 | 絶縁体、充填剤、断熱材 |
| 36 | ビス(クロロメチル)エーテル | 542-88-1 | 労安法 | 発ガン性 | 染料、顔料 |
| 37 | 4-アミノジフェニル及びその塩 | 92-67-1 | 労安法 | 発ガン性 | 顔料 |
| 38 | 4-ニトロジフェニル及びその塩 | | 労安法 | 発ガン性 | 染料中間体 |
| 39 | ベンジジン及びその塩 | 92-87-5 | 労安法 | 発ガン性 | 染料、硬化剤 |
| 40 | β-ナフチルアミン及びその塩 | 91-59-8 | 労安法 | 発ガン性 | 染料、酸化防止剤中間体 |
| 41 | 黄りんマッチ | | 労安法 | 発火性、急性毒性 | マッチ |
| 42 | ベンゼンのり(ベンゼン5%を超えるもの) | | 労安法 | 発ガン性 | ゴムのり |
| 43 | オゾン層破壊物質(*3) | | オゾン層保護法 | オゾン層破壊 | 冷媒、発泡剤、消火剤 |
| 44 | ペンタクロロベンゼンチオール(PCTP) | 133-49-3 | TSCA | 難分解性、高蓄積性 | ゴム製品の剛性向上添加剤 |
| 45 | リン酸トリス(イソプロピルフェニル)PIP(3:1) | 68937-41-7 | TSCA | 難分解性、高蓄積性 | 塩ビ製品の難燃性可塑剤 |
| 46 | ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩および関連物質 | | 化学品リスク低減令 | 難分解性、高蓄積性 | 泡消火薬剤、研磨剤及び洗浄剤、コーティング等 |
| 47 | メトキシクロル | 72-43-5 | 化審法 | 難分解性、生物蓄積性 | 殺虫剤等 |
| 48 | デクロランプラス及びその異性体 | 13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8 | 化審法 | 難分解性、生物蓄積性 | 難燃剤等 |
| 49 | UV-328 | 25973-55-1 | 化審法 | 難分解性、生物蓄積性 | 紫外線吸収剤等 |

(*1) 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律

製造工程において第一種特定化学物質が副生することが知られています。その際にはB A T(最良可能利用技術)の原則に従って行政機関から提示される基準の遵守をお願いします。

(*2) 労働安全衛生法

(*3) 含有を禁止するオゾン層破壊物質はモントリオール議定書に従う。

書式2

提出年月日の記入をお願い致します。

Ver. 15 2024/8/1

2024年 8月 1日

シチズンマシナリー株式会社 宛

条件付含有物質に関する

非含有保証書

会社名 ○○製作所 株式会社

取引先コード 0000A

住所 長野県北佐久郡御代田町御代田 00-0

代表者名 ○○ 太郎

会社名、取引先コード、住所、代表者名を記入してください。
取引先コードは弊社 4or5桁番号になります

社印を必ず捺印してください。

社印

当社は、当社（当社の子会社・関係会社を含む）が、シチズンマシナリー株式会社に直接または第三者を通して納入する全ての製品・部品・原材料・梱包材・包装材・付属品等について、「シチズンマシナリー グリーン調達基準書」に定める下記物質が意図的の有るか否かにかかわらず含有しないことを保証します。（適用除外を除く、又は、閾値未満であれば不使用とみなす。詳細はグリーン調達基準書・別冊の2）を参照のこと）

記

化学物質管理基準：ランク2 条件付含有物質

RoHS 指令物質

- 1) カドミウム及びその化合物
- 2) 六価クロム化合物
- 3) 鉛/その化合物
- 4) 水銀/その化合物
- 5) PBB 類
- 6) PBDE 類
- 7) フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) DEHP
- 8) フタル酸ブチルベンジル BBP
- 9) フタル酸ジブチル DBP
- 10) フタル酸ジイソブチル DIBP

REACH Annex XVII

ペルフルオロカルボン酸

梱包材・包装材は上記に加えて以下を保証します。

EU 包装廃棄物指令

カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の4重金属総量

フランス ミネラルオイル中に含有する物質を規定する省令

- 1) MOAH
- 2) MOSH

電池は上記に加えて以下を保証します。

EU 電池規則

カドミウム、鉛、水銀

以上

1-2-1 書式2用のグリーン部品に関する資料
 化学物質管理基準のランク2に該当する含有禁止物質

対応法規制: 2011/65/EU (RoHS) Annex II、Annex III、Annex IV
 但し Annex II は改正指令 2015/863/EU による。

| | 化学物質 | 閾値 | 主な環境影響 | 主な用途 |
|----|----------------------------|----------|------------------------|-------------------------------|
| 1 | カドミウム及びその化合物 | 0.01 重量% | 腎機能障害、生殖欠陥、発ガン性 | 顔料、耐食性表面処理、電池 |
| 2 | 六価クロム化合物 | 0.1 重量% | 発ガン性 | 顔料、塗料、インク、触媒 |
| 3 | 鉛/その化合物 | 0.1 重量% | 中枢神経系機能障害、発ガン性 | ゴム硬化剤、顔料、はんだ、メッキ |
| 4 | 水銀/その化合物 | 0.1 重量% | 脳障害、精神障害 | 蛍光材料、電気接点材料、 |
| 5 | PBB 類 | 0.1 重量% | 生物体内蓄積性 燃焼時ダイオキシン発生 | 難燃剤 |
| 6 | PBDE 類 | 0.1 重量% | 生物体内蓄積性 燃焼時ダイオキシン発生 | 難燃剤 |
| 7 | フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) DEHP | 0.1 重量% | 環境への深刻な影響の懸念 生殖毒性 | 樹脂製品の可塑剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油の添加剤 |
| 8 | フタル酸ブチルベンジル BBP | 0.1 重量% | 生殖毒性 | 樹脂製品の可塑剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油の添加剤 |
| 9 | フタル酸ジブチル DBP | 0.1 重量% | 生殖毒性 | 樹脂製品の可塑剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油の添加剤 |
| 10 | フタル酸ジイソブチル DIBP | 0.1 重量% | 生殖毒性 | 樹脂製品の可塑剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油の添加剤 |

- ・含有率をRoHS指令の閾値以下に抑えることも可とします。(意図的であるか否かに関わらない)
- ・Annex III、Annex IVに記載された適用除外項目は同指令に従うものとします。

対応法規制: 1907/2006/EC (REACH) Annex XVII

以下の表は、Annex XVIIのうち、シチズンマシナリーの製品に含有される恐れがあるものです。規制内容の詳細は原文を参照してください。

| | 化学物質 | 閾値 | 主な環境影響 | 主な用途 |
|----|--|---|-----------|-------------------------------|
| 68 | ペルフルオロカルボン酸 (C9-C14PFCAs)その塩および関連物質 | PFCAs とその塩の 合計<25ppb PFCAs 関連物質の 合計<260ppb | 難分解性、高蓄積性 | 物質単体での製造・販売 混合物、成形品での使用・販売 |

※ 梱包材・包装材は上記に加えて以下の規制も対象です。

対応法規制:94/62/EC (EU 包装廃棄物指令)

| 化学物質 | 閾値 |
|------------------|-------------------|
| カドミウム、六価クロム、鉛、水銀 | 4 重金属総量で 0.01 重量% |

対応法規制：フランス 包装材および公衆向けの印刷物への使用が禁止されるミネラルオイル中に含有する物質を規定する 2022 年 4 月 13 日付け省令

| No. | 物質名 | 閾値 | 主な有害性 | 主な用途 |
|-----|---------------------------------------|--------------------------------|----------------|---|
| 1 | MOAH 芳香族環が 1 から 7 までのミネラルオイル芳香族炭化水素類 | 1%(*1) 0.1%(*2) 1ppm(*3) | 生殖毒性 発がん性物質 | ・包装材、一方的に送る広告・チラシ等 ・一般印刷物（書籍は除く）(*2) |
| 2 | MOSH 炭素原子が 16 から 35 までのミネラルオイル飽和炭化水素類 | 0.1%(*2) | | |

*1)2024/12/31 まで

*2)2025/1/1 以降

*3) 2025/1/1 以降 芳香族環が 3 から 7 の規制値

対応法規制：2023/1542(EU 電池規則)

| No. | 物質名 | 閾値 | 主な有害性 |
|-----|-------|---------|---------------------|
| 1 | カドミウム | 0.002% | 腎機能障害、生殖欠陥、 発ガン性 |
| 2 | 鉛 | 0.01% | 中枢神経系機能障害、 発ガン性 |
| 3 | 水銀 | 0.0005% | 脳障害、精神障害 |

1-3 含有物質に関する調査

1-3-1 調査の流れ

- 1) 弊社の環境管理システムからお取引先様毎に登録されているメールアドレスへ調査依頼が届きます。
- 2) システムにアクセスしていただき、お取引先様で調査内容（調査部品）を確認していただきます。
- 3) chemSHERPA-AI（成形品データ作成支援ツール）を chemSHERPA ホームページからダウンロードしてください。（*1）
- 4) 調査依頼しました部品について調査をしていただきます。その結果を chemSHERPA-AI フォーマットに記入してください。
- 5) 調査結果を環境管理システムに入力（chemSHERPA-AI フォーマットをアップロード）し、回答を行っていただきます。

環境管理システム <https://prochemist.nec.co.jp/ProChemistAS/>
お取引先様に連絡させていただいたユーザIDにてログインください。

chemSHERPA-AIでの調査依頼は、別途弊社指示により調査回答をしていただきます。
インターネットやメールの環境がない場合は、別途弊社グリーン調達窓口にご相談ください。

1-3-2 調査回答に関する注意事項

・回答方法としては、全成分(FMD)にチェックし、部品毎に含有されている全ての物質の種類や重量を記入して下さい。

報告できない物質がある場合はチェックを外し、規制物質は必ず回答してください。

・複合部品（例えば、鋼材、非鉄材、プラスチック、ゴム、接着剤などを組合わせて製作した製品）の調査は、構成部品毎に項目を分けて、含有されている全ての物質の種類や重量を記入して下さい。

・以下の2物質はRoHS規制とREACH規則に追加予定になっていますので、含有している場合は漏れなく報告をお願いします。

2011/65/EU(RoHS)・1907/2006/EC(REACH) 候補物質

| No | 物質名 | CAS登録番号 | 理由 | 用途例 |
|----|--------------------------|---------|----------------|--|
| 1 | テトラプロモビスフェノールA (TBBP-A) | 79-94-7 | 急性毒性、発がん性、生殖毒性 | エポキシ、ポリカーボネートの各樹脂、耐衝撃性ポリスチレン、フェノール樹脂、接着剤 |
| 2 | 中鎖塩素化パラフィン(MCCP) C14~C17 | - | 難分解性、生体蓄積 | ケーブル等のポリ塩化ビニル(PVC)やゴムの難燃性を高めるための可塑剤 |

(*1) chemSHERPA ホームページ chemSHERPA 成形品データ作成支援ツールからダウンロードされたデータは1つに圧縮されていますので、解凍しますと以下ファイルが入っています。

- ・「成形品ツール_操作マニュアル.pdf」
- ・「成形品ツール_入力マニュアル.pdf」
- ・「IAA.ZIP」は更に解凍して使用してください。

chemSHERPA HP : <https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

1-3-3 作業に必要なデータ

上記1-3-2の(*1)を参照してください。

2. グリーンお取引先に関する提出書類及び回答方法

提出書類に記載されている内容を確認していただいたのち、必要事項を記入の上、書類を弊社グリーン調達窓口までご提出ください。

| 提出書類 | お取引先様の回答及び、書類の記載方法 |
|-----------------------|---|
| 化学物質管理基準 ランク | |
| グリーン調達環境活動調査書 書式 5 | ・書式 5 の内容を確認の上、必ず提出お願いします ■書式 5 「グリーン調達環境活動調査書」 1～3 の項目について該当する項目の□に☑を付けていただいた上で、会社名・取引先コード・住所・代表者名を記入し、社印を捺印してください。 |
| ランク 4 | |

書式5

提出年月日の記入をお願い致します。

Ver.7 2018/10/15

2018年 10月 15日

シチズンマシナリー株式会社 宛

グリーン調達環境活動調査書

当社の環境管理活動について以下のように報告します。

会社名、取引先コード、住所、代表者名
を記入してください。
取引先コードは弊社4桁番号になります

会社名
取引先コード
住所

代表者名

社印を必ず捺印してください。

社印

1. 環境管理体制について

該当している項
に☑をお願い
いたします。

- ISO14001を取得済である。
認証日 _____ 審査機関 _____ 認証番号 _____
- ISO14001を取得予定である。 審査予定日 _____
- 他の環境システムを構築済である。
認証日 _____ 審査機関 _____ 認証番号 _____
- 他の環境システムを構築予定である。
構築システム名 _____ 構築予定日 _____
- 独自のシステムを構築済である。
- 環境方針及び行動計画がある。
 - 推進体制がある。
 - トップコミットメントがある。
 - 環境に関する法令を遵守している。

2. 生産工程有害物質不使用

該当している項
に☑をお願い
いたします。

- 別紙[2-1-1 書式5用グリーンお取引先に関する資料]を参照しながら下記に回答してください。
- 生産工程でオゾン層破壊物質および有機塩素系洗浄剤を使用していない。
- 生産工程でオゾン層破壊物質又は有機塩素系洗浄剤を使用しているが全廃計画がある。
使用物質名 _____ 全廃時期 _____
- 当社は、代理店/商社で生産工程はありません。

3. 情報開示

情報開示できる
場合は☑をお願
いいたします。

- 製品に含まれる化学物質の含有情報の開示ができる。

以上

2-1-1 書式5用グリーンお取引先に関する資料

書式5「グリーン調達環境活動調査書」の2項にて生産工程で使用禁止している物質
ランク4：生産工程での使用を禁止する物質(*1)

| | 化学物質 | 主な法規制等 | 主な環境影響 | 主な用途 |
|---|--------------|---------|--------|--------|
| 1 | オゾン層破壊物質(*2) | オゾン層保護法 | オゾン層破壊 | 洗浄剤、冷媒 |
| 2 | 有機塩素系洗浄剤(*3) | 土壌汚染対策法 | 土壌汚染 | 洗浄剤 |

(*1) 密封された状態でのみ使用されている場合は除きます。(例:冷却装置の冷媒)

(*2) 工程での使用を禁止するオゾン層破壊物質は、モントリオール議定書に従います。

(*3) 工程での使用を禁止する有機塩素系洗浄剤は以下の通りです。

四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン。

グリーン調達基準書・別冊

初版発行 2010年03月19日

2版発行 2011年04月01日

3版発行 2011年07月01日

4版発行 2012年09月01日

5版発行 2014年04月01日

6版発行 2015年04月01日

7版発行 2016年04月01日

8版発行 2016年12月01日

9版発行 2017年04月01日

10版発行 2018年10月15日

11版発行 2020年06月01日

12版発行 2022年01月01日

13版発行 2022年09月01日

14版発行 2023年07月11日

15版発行 2024年08月01日

シチズンマシナリー株式会社

〒389-0206

長野県北佐久郡御代田町御代田 4107-6

TEL 0267-32-5900

FAX 0267-32-5903